

筆界特定の手続に関する通知

下記1の筆界特定の手続について、不動産登記法第144条第1項の規定に基づく下記2の関係人に対する下記3の通知を、同法第144条第2項により準用する同法第133条第2項の規定により掲載する。

令和8年6月29日

名古屋法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定手続の表示

手続番号 令和8年第2号

対象土地 瀬戸市仲切町83番8

瀬戸市仲切町85番

2 関係人の氏名又は名称

亡加藤貞子相続財産

3 通知をすべき事項

(1) 筆界特定をした旨の通知

(2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。